

福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市は、脱炭素社会の実現に向け、小水力発電設備の導入を促進するため、小水力発電設備の導入可能性調査を行う事業者に対し、福島市補助金等の交付等に関する規則（平成14年規則第20号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象者)

第2条 補助金は、次に掲げる者に対して交付するものとする。

- (1) 導入可能性調査を行う水力発電設備の出力が1,000kW以下であること。ただし、事前協議を踏まえ、市長が特に必要と認めるときはその限りでない。
 - (2) 市内の河川等において小水力発電設備の導入可能性調査を行う事業者。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者には、補助金を交付しないこととする。
- (1) 市及び申請者が所在する市町村において市税を滞納する者
 - (2) 市暴力団排除条例（平成24年条例第10号）第2条第2号に規定する暴力団の構成員若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者。

(補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助対象経費は、小水力発電設備導入可能性調査（以下「補助事業」という。）に要する経費であって、別表に定める経費とする。

(事前協議)

第4条 補助事業を予定している者は、市長に対し、第1号様式による福島市小水力発電設備導入可能性調査補助事業事前協議書を提出し、当該補助事業について事前協議しなければならない。

(交付申請)

第5条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、第2号様式による福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付申請書に事前協議書及び実施計画書を添えて、市長に提出しなければならない。実施計画書には、下記書類を含むものとする。

- (1) 実施する調査項目とその内容がわかる書類
- (2) 事業実施予定スケジュール
- (3) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分が分かる書類
- (4) 事業実施体制が分かる書類
- (5) 地形図等（調査する場所が明確に分かるもの）
- (6) 現地写真
- (7) 参考見積書（調査費等の算定根拠）
- (8) 人件費算出根拠資料（単価、作業時間等）
- (9) 市税の納税に関する証明書（市外に所在する申請者）

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請は、原則書類を環境課へ直接持参の方法により先着順に行うものとする。
- 3 原則、実績報告書の提出をもって、補助金を交付する。ただし、自然災害又は不可抗力等により計画の変更又は停止が止むを得ないと市長が認めた場合は、この限りでない。
- 4 事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付決定)

- 第6条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定したときは、申請者に対し、通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の通知に際して、必要な条件を付することができるものとする。

(申請の取り下げ)

- 第7条 前条第3項の規定による交付決定の通知決定を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、交付の申請の取り下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日以内に第3号様式による交付申請取り下げ届出書を市長に提出するものとする。

(計画変更の承認)

- 第8条 補助事業者は、第5条の規定により申請した補助事業の内容を変更又は中止・廃止するときは、あらかじめ第4号様式による計画変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。
 - 3 市長は、前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(実績報告)

- 第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は当該年度の3月15日のいずれか早い日までに、第5号様式による実績報告書を市に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、市長の指示するところにより、補助事業終了後、補助事業の効果等について市長に報告するものとする。

3 市長は、提出された実績報告書及び報告された効果等について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）に基づき、不開示情報（個人情報及び法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの等）を除いて、情報公開できるものとする。

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、実績報告書により当該補助事業の審査を受け、前条第1項の交付金額確定通知書を受けた後に、第6号様式による福島市小水力発電導入可能性調査補助金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し又は変更）

第12条 市長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。

（1） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。

（2） その他補助金の使途が不相当と認められたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したとき又は補助金の交付額を変更したときは、速やかに交付決定者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取り消しに係る部分に関し、補助金が既に交付されているときは、期限を定めて返還を命ずるものとする。

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

補助対象	補助の要件	補助対象経費	補助額
小水力発電 設備導入可 可能性調査	<p>(1) 可能性調査を実施する水力発電設備の発電出力が、1,000kW以下であること。ただし、事前協議を踏まえ、市長が特に必要と認めるときはその限りでない。</p> <p>(2) 小水力発電の方式が揚水発電でないこと。</p> <p>(3) 実施計画書に基づき実施される事業であること。</p> <p>(4) 実施計画書に係る事業の計画が確実かつ合理的であること。</p> <p>(5) 調査の内容が、可能性調査を行う上で必要不可欠なものであること。</p> <p>(6) 原則、過去に市が小水力発電適地調査を実施した地点でないこと。</p> <p>(7) 補助金の交付を受けようとする小水力発電設備導入可能性調査に対するこの要綱に基づく補助金以外の地方公共団体（県を除く。）の補助金、交付金及びその他これに類するものの交付を受けていないこと又は交付を受ける予定がないこと。</p> <p>(8) 原則、申請年度内に補助事業を終了すること※。</p>	<p>現地調査（流量調査、地形の確認、周辺地域の確認など）、業務計画の設計（発電ルートを選定、事業スケジュールの設計、発電電力の想定など）及び資料の掌握・整理（流量や気象観測データ、水利使用权、水利権申請書、地質の資料の収集など）に係る人件費</p> <p>※旅費は含めない</p>	補助対象経費の3分の1とし、上限額は50万円とする。ただし、補助金額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

※申請年度内に補助事業が終了しなかった場合、当該補助の対象となる調査期間を示し、それに対して補助金を交付する。ただし、補助事業者は、補助事業終了時点での効果等について市に報告することとする。

福島市小水力発電設備導入可能性調査補助事業事前協議書

1. 事前協議日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日

2. 事業者名 : _____
 (担当) _____
 (電話番号) _____

3. 事業場所 : 福島市 _____

4. 添付書類

環境課	河川課	書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	実施する調査項目とその内容が分かる書類
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	事業実施予定スケジュール（別紙1）
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分が分かる書類（別紙2）
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	事業実施体制が分かる書類
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	地形図等（調査する場所が明確に分かるもの）
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	現地写真
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	参考見積書（調査費等の算定根拠）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	人件費算出根拠資料（単価、作業時間等）
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他（ _____ ）

5. 補助件数が上限に達していた場合

事前協議を終えた場合でも、補助件数の上限に達している場合、補助申請をすることができない。ただし、先に補助事業の申請をした事業者から、申請の取り下げもしくは計画の廃止の届け出があった場合、事前協議の受付番号の早い順に申請をすることができる。

上記のことについて、同意します。

確認日	
受付番号	
担当	

福島市長様

申請者住所

申請者名称

代表者氏名

電話番号

福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付申請書

次の事業について、補助金の交付を受けたいので、福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

補助事業の名称	福島市小水力発電設備導入可能性調査補助事業
補助対象経費	円
申請額	円
摘要	

2 市税等の納付状況照会

申請者は、福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金の申請に伴い、福島市税について、納付状況（税目・税額等）の確認のため、税務担当課に照会することに同意します。

3 暴力団員等でない旨の誓約書

私は、福島市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 10 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の構成員もしくは暴力団員と密接な関係を持つ者でないことを誓約します。

年 月 日

住所

氏名

3 添付書類

- (1) 実施する調査項目とその内容が分かる書類
- (2) 事業実施予定スケジュール（別紙 1）
- (3) 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額が分かる書類（別紙 2）
- (4) 事業実施体制が分かる書類
- (5) 地形図（調査する場所が明確に分かるもの）
- (6) 現地写真
- (7) 参考見積書（調査費等の算定根拠）
- (8) 人件費算出根拠資料（単価、作業時間等）
- (9) 市税の納税・納付に関する証明書（市外に所在する申請者）
- (10) その他（市長が必要と認める書類）

年 月 日

福島市長様

申請者住所

申請者名称

代表者氏名

電話番号

福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付申請取り下げ届出書

年 月 日付第 号をもって交付決定を受けた福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金に係る補助事業について、福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付要綱第7条に基づき、次のとおり取り下げを届け出ます。

補助事業名	福島市小水力発電設備導入可能性調査補助事業
補助対象経費	
申請額	
取り下げ理由	

年 月 日

福島市長様

申請者住所

申請者氏名

代表者氏名

電話番号

福島市小水力発電設備導入可能性調査補助事業計画変更承認申請書

年 月 日付第 号をもって交付決定のあった福島市長からの小水力発電設備導入可能性調査補助金に係る補助事業について、福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付要綱第8条に基づき、計画変更の承認を申請します。

補助事業の名称	福島市小水力発電設備導入可能性調査補助事業
計画変更の内容	
計画変更の理由	
計画変更が補助事業に及ぼす影響	

2 添付書類（計画を中止又は廃止にあつては、提出不要）

- (1) 計画変更後の補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の配分額が分かる書類
- (2) 同上の算出根拠

年 月 日

福島市長様

申請者住所

申請者名称

代表者氏名

電話番号

福島市小水力発電設備導入可能性調査補助事業実績報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定のあった福島市長からの小水力発電設備導入可能性調査補助金に係る補助事業が完了しましたので、福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付要綱第9条第1項に基づき、次のとおり報告します。

事業概要	事業者名	
	調査地点	
	調査期間	
	具体的な 取組内容	
	事業の成果 等	

事業経費の状況※	
本事業がもたらす 効果等	
本事業の推進に あたっての 改善点・意見等	

※支出内訳書等を添付してください。

福島市長様

申請者住所

申請者名称

代表者氏名

電話番号

福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付請求書

福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金交付要綱第11条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	指令第 - 号
補助事業の名称	福島市小水力発電設備導入可能性調査補助金		
補助金の請求金額	円		

口座振込依頼書

金融機関名	銀行 金庫 組合 農協	本店 支店・支所 出張所					
預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							
添付書類	振込先の通帳等のコピー（銀行名・支店名・口座番号・口座名義人のわかるもの）						